

通所リハビリテーション / 介護予防通所リハビリテーション

高石市立老人保健施設 H30.4.1現在

基本利用料金								
利用時間	介護度	介護保険費 (一割負担金)	食費		入浴費	日用品費 教養娯楽費	1日あたりの合計料金	
			昼食	間食				
介護給付	6 ～ 7時間	介護 1	786 円	470 円	80 円	54 円	200 円	1,590 円
		介護 2	927 円					1,731 円
		介護 3	1,065 円					1,869 円
		介護 4	1,227 円					2,031 円
		介護 5	1,389 円					2,193 円
	1 ～ 2時間	介護 1	398 円	0 円	80 円	0 円	0 円	478 円
		介護 2	433 円					513 円
		介護 3	464 円					544 円
		介護 4	496 円					576 円
		介護 5	529 円					609 円
	AM 4 ～ 5時間	介護 1	609 円	470 円	0 円	54 円	200 円	1,333 円
		介護 2	703 円					1,427 円
		介護 3	796 円					1,520 円
		介護 4	914 円					1,638 円
		介護 5	1,033 円					1,757 円
	PM 4 ～ 5時間	介護 1	609 円	470 円	80 円	54 円	200 円	1,413 円
		介護 2	703 円					1,507 円
		介護 3	796 円					1,600 円
		介護 4	914 円					1,718 円
		介護 5	1,033 円					1,837 円
利用時間	介護度	介護保険費 (一割負担金)	食費		日用品費 教養娯楽費	1月あたりの合計料金		
			昼食	間食				
予防	支援 1	1,970 円	470 円	80 円	200 円	1,970 円 + (750円 × 利用回数)		
	支援 2	4,152 円				4,152 円 + (750円 × 利用回数)		

※ 介護報酬の計算上、四捨五入等で1円単位の金額が異なる場合がございます。

※ 介護保険費や食費等の実費を合計した標準的な金額です。なお介護保険費が二割 / 三割負担になる場合もあります。

※ 介護保険費には基本額の他に体制加算費と介護職員処遇改善費を含んでおります。

※ 利用当日に利用をキャンセルされた場合は、食費を請求させていただきます。

※ 日用品費 / 教養娯楽費とはレクリエーション材料費や喫茶、及び入浴時のシャンプーやタオル代金等となります。

平成 年 月 日

利用に際し、日用品費教養娯楽費等の実費
料金について事業者から説明を受け、これら
の料金負担について同意します。

利用者	印
扶養者 代理人	(続柄) 印

■ 各種加算料金

介護給付	リハビリマネジメント加算	I		1月	365円	1か月に4回以上利用しており、利用開始前後1か月の間にリハビリ専門職が居宅を訪問し、リハビリ計画を策定した場合（医師がリハビリ訓練の、①目的 ②実施時の留意事項 ③中止する際の基準 ④負荷 の4項目のうち、1つ以上の指示を行いリハビリ計画を策定する）		
				II	開始日から6か月以内の期間	1月	939円	医師や担当専門職員がリハビリ会議を行い、利用者の状況を共有し、通所リハビリ計画について（担当PT・OTが）説明し、その内容を医師へ報告し、リハビリの質の管理を行った場合（会議は6か月以内の場合は月に1回、6か月を超える場合には3か月に1回行う）
					開始日から6か月を超える期間	1月	586円	
		III	開始日から6か月以内の期間	1月	1,238円	医師や担当専門職員がリハビリ会議を行い、利用者の状況を共有し、通所リハビリ計画について（医師が）説明し、リハビリの質の管理を行った場合（会議は6か月以内の場合は月に1回、6か月を超える場合には3か月に1回行う）		
			開始日から6か月を超える期間	1月	884円			
		短期集中個別リハ実施加算	退院（所）日、又は認定日から3か月以内の期間	1日	122円	リハビリ専門職が1回当たり20分以上、1日当たり40分以上の個別リハビリを概ね週に2回以上実施した場合		
	生活行為向上リハ実施加算	開始日から3か月以内の期間	1月	2,210円	加齢や廃用症候群等により活動する為の機能が低下した場合に、それを回復させ、生活行為の充実を図るよう、目標を踏まえたリハビリを計画的に実施した場合（リハビリマネジメント加算Ⅱを算定している事）			
		開始日から3か月を超え6か月以内の期間	1月	1,105円				
	認知症短期集中リハビリ実施加算（Ⅰ）		1日	266円	リハビリ専門職が記憶の訓練や、日常生活活動の訓練を組み合わせたリハビリを行った場合（週2回まで算定）			
	栄養改善加算		1月	166円	栄養相談、食事支援等の栄養改善サービスを提供した場合			
重度療養管理加算		1日	111円	要介護③④⑤であり、厚生労働大臣が定める手厚い医療が必要な状態である利用者を受入れた場合				
予防給付	① リハビリマネジメント加算		1月	365円	1か月に4回以上利用しており、利用開始前後1か月の間にリハビリ専門職が居宅を訪問し、リハビリ計画を策定した場合（医師がリハビリ訓練の、①目的 ②実施時の留意事項 ③中止する際の基準 ④負荷 の4項目のうち、1つ以上の指示を行いリハビリ計画を策定する）			
	② 栄養改善加算		1月	166円	栄養相談、食事支援等の栄養改善サービスを提供した場合			
	③ 口腔機能向上加算		1月	166円	摂食・嚥下機能の向上等の支援サービスを提供した場合			
	生活行為向上リハ実施加算	開始日から3か月以内の期間	1月	995円	加齢や廃用症候群等により活動する為の機能が低下した場合に、それを回復させ、生活行為の充実を図るよう、目標を踏まえたリハビリを計画的に実施した場合（リハビリマネジメント加算を算定している事）			
開始日から3か月を超え6か月以内の期間		1月	497円					

■ その他 （利用された方のみ。※印は、消費税を含む。）

※ おむつ代	尿取りパット（普通サイズ）	1枚	25円	※ 喫茶チケット	昼食後以外の希望者（5枚綴）	250円
	尿取りパット（大容量サイズ）	1枚	50円	個別レクリエーション （クラブ活動費）	希望により参加された活動によっては、材料費等別途に料金を頂く場合があります。	
	パンツタイプ、アテントタイプ	1枚	110円			